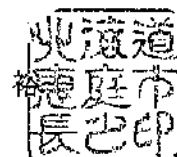


恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第36号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関
する条例の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和23年条例第20号）の一部を次
のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における 給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た 額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における 給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た 額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現行	改正案
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条 (略)	第 1 条・第 2 条 (略)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
第 4 条～第 6 条 (略)	第 4 条～第 6 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）及び第 2 条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の市長等給与条例及び改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び改正前の恵庭市教育委員会教育長の

給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例及び改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 恵庭市長及び副市長に対し令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の市長等給与条例第 3 条第 3 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 3 2. 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 5」とする。

4 恵庭市教育委員会教育長に対し令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の教育長給与条例第 3 条第 3 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 3 2. 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 5」とする。

（規則への委任）

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

